様式第４号の４（第34条の５、第34条の８、第34条の10関係）（裏面）

備考

１　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。

２　「新規化学物質の名称」の欄は、新規化学物質の名称を国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（ＩＵＰＡＣ命名法）に準拠して記入すること。

３　「新規化学物質の物理化学的性状」の欄中「その他」の欄は、新規化学物質が昇華性、潮解性、揮発性等特徴的な性状を有するときは、その旨を記入すること。

４　「確認を受けようとする期間」の欄は、労働安全衛生規則第34条の10の規定に基づく申請の場合に記入するものとし、他の規定に基づく申請の場合には記入を要しないものであること。

なお、１年間の製造量又は輸入量について確認を受けようとする場合には「１年目」の欄に、連続する２年間の製造量又は輸入量について確認を受けようとする場合には「１年目」及び「２年目」の欄に、それぞれ確認を受けようとする期間を記入すること。

５　「製造量又は輸入量」の欄は、労働安全衛生規則第34条の５及び第34条の８の規定に基づく申請の場合には、当該新規化学物質の製造又は輸入開始後３年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量（当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする場合にあつては、これらを合計した量）を記入すること。また、同規則第34条の10の規定に基づく申請の場合には、当該確認を受けようとする期間における予定量を記入すること（連続する２年間の製造量又は輸入量について確認を受けようとする場合にあつては、１年目及び２年目における予定量をそれぞれ記入すること。）。

６　新規化学物質が製造中間体である場合には、「新規化学物質の用途」の欄にその旨を記入し、かつ、同欄に最終製品の名称及び用途を記入すること。

７　労働安全衛生規則第34条の８の規定に基づく申請の場合で、特許出願等の理由により、新規化学物質の名称の公表について要望があるときは、「参考事項」の欄にその旨を記入すること。

なお、新規化学物質について特許出願がなされている場合で、当該特許出願に係る拒絶をすべき旨の査定、出願公開又は特許法第66条第３項の規定による特許公報への掲載がなされたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出ること。

８　労働安全衛生規則第34条の10の規定に基づく確認を受けたことがある新規化学物質について、当該確認の有効期間満了後引き続き当該新規化学物質について同条の規定に基づく確認を受けるため、同条の規定に基づく申請を行う場合には、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」の欄は、当該新規化学物質の化学式のみを記入すれば足りること。

また、この場合、「新規化学物質の物理化学的性状」の欄は、記入を要しないものとし、「参考事項」の欄に、同条の規定に基づく前回の確認を受けたときに通知された確認通知書の番号を記入すること。

９　一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、一の新規化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数」、「新規化学物質の名称」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「確認を受けようとする期間」、「製造量又は輸入量」、「新規化学物質の用途」、「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」及び「参考事項」を記載して添付すれば足りること。

なお、８の場合であつて、一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、別紙に記載すべき項目のうち、「新規化学物質の物理化学的性状」は記載を要しないこと。

10　新規化学物質省令第４条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第９の申出書を提